

で、おそらく昨年の十月末のものがござい
ます。

○淵上委員 それでいいです。

○齋藤(正)政府委員 従ってそれが、
あるいはできますれば三月くらいのも
のを集めてお出ししたいと思ひます。
それから水洗業者の数並びに従業員数
でございますが、水洗業者につきまし
ては、ほとんど実は今行政の対象に
なっていないような形になっておりま
すので、どの程度資料がございませ
うか、帰ってよく調べまして、できるだけ
のものを差し上げたいと思ひます。そ
れから販売業者の数は大体わかっ
ておりますので、これはできるだけ
提出したいと思つております。

それから神田先生の炭住の利用状況
の問題であります。これも一通り調
べてございませうから、すぐ提出いた
します。それから合理化措置の効果で
ございませうが、総合的には、お出し
ました資料にもございませうから、
昨年度の労働能率の上昇というものが
効果ということになるわけではござい
ませうが、そういうお話でなしに、個々の
縦坑とか、あるいは機械を入れたと
かということによつて、どの程度上つた
かというふうには、個別のケースにつ
いて具体的な資料を出せというお話で
ございませうか、それとも総合的な
○神田(博)委員 これは両方ほしい。
○齋藤(正)政府委員 できるだけ早く
出したいと思ひます。

○淵上委員 ただいまのお話の中で、
さつき要求しました第一の問題は、こ
れは忘れぬようにお願いいたします。
三百五十一億くらいの政府資金の残高
がおりますが、大手十八社以外の炭鉱
がそのうちどれだけが借りているか、

これは合理化法を適用するのにきわめ
て重大な問題でありますから、お調べ
をお願いします。設備資金、炭住資金、そ
れから運転資金などを借りておるとこ
ろがありますから、その調べもきよ
でなくともよろしいが、あしたでもよ
ろしいですか……。

○齋藤(正)政府委員 ちよつと答弁を
申し落しましたが、中小炭鉱の融資高
につきましては、次の委員会までに必
ず提出いたします。

○永井委員 淵上委員、神田委員等か
ら要求した資料は、これは委員全体の
やはり要求しようとしていた資料と
違ってあるものがありますから、これ
は個人でなしに、この委員会全体に一
つ資料を配つていただきたいと思います
す。それから私が要求したいのは、六
十八本の縦坑掘きく、どの山にど
ういうふうにするかという計画の具
体的な内容、それから買い上げ対象の中
小炭鉱、これは業者の方から要求が
あつた場合買い上げるといふので、必
ずしもこれは確定した対象というもの
はないかもしれませうが、山の状態、
コストの状態、いろいろな状態、こ
ういふのはこういふふうには合理化し
たいという一つの基準というものが大
体あるから、望ましい基準ではござ
いませうが、しかし現実にはどうか
いふならば、それでもよろしいから、三
百三十万トンが対象だといふ数字が
上つておるので、これは対象の
山もおのずからわかると思ひますの
で、地帯別にこれを一つ出していただ
きたい。

それから中小炭鉱の負債内容、これ
は向うから要求がありましたから、こ

ちうの方にそれが配付になればけつこ
うだと思ひます。

それからこれは官房長か政務次官の
方に要求しますが、重油消費規正の対
象の業種別及び消費量の内訳を詳しく
出していただきたい。

それから炭鉱負債の経過及び現況、
この資料が不十分でありますから、ど
ういう過程で、どういふ仕組みで、ど
ういふ時期にどういふふうに出で、そ
うしてそれがどういふふうな負債とな
つて残つて、現在どういふ状態にな
つておるかという、経営の経過及び現
実を正確にかみたい関係で、そういう
ものができましたならば一つ出して
いただきたい。

○南委員 資料を一つついでにお願い
いたします。戦前十年間の坑内夫、
坑外夫の総数、それから一人当りの出
炭量、それから戦後十年間の坑内、
坑外夫の総数及び一人当りの出炭
量、それから労働時間があったら、そ
れを一つ資料として要求いたします。

○田中委員 田中彰治君。
○田中(彰)委員 だいたひ資料の要求が
出ておられますが、簡単に局長にお尋
ねします。政府から見ると、大炭鉱と小炭
鉱は幾つあるのですか。

○齋藤(正)政府委員 大炭鉱、小炭
鉱といふ点は、非常に相対的なもので
ございませうが、慣習的に石炭協会所
の会社を大手会社と申しております。
その大手会社に所属する炭鉱数は八十
炭鉱であります。

○田中(彰)委員 お尋ねいたします
が、大手炭鉱が昭和二十六年あたりか
ら今神田委員の言われたように、相当
いろいろな機械を入れたり、開発銀行

からたくさん金を入れたらして、そ
うして石炭を掘つておる。ところがこ
の大手炭鉱は昔の明治時代あたりから
持つておるので、魚でいうならば、
刺身になるような一番いいところ
を持つておる。中小炭鉱はその後大手
炭鉱の要らない鉱区を分けてもらつた
り、あるいは端の方で石炭がないと
思つたところにあるのを見つけて、そ
れを自分の鉱区にしたというふうなこ
とで、いい炭鉱は持つておらない。し
かも開発銀行から中小炭鉱が金を借
りておる比率などを見ますと、これまた
問題になっておる。しかるに
石炭の出る一人当りの差を見ますと、
大手炭鉱では、昭和二十六年は一人当
り約十一・四トンくらいしか出てお
らない。それから二十七年には約十・
二トンくらいしか出ておらない。
二十八年には十一・二トンくらいし
か出ておらない。二十九年には十二・
九トンくらい出ておる。そこで機械
を持つておらない、開発銀行から金
も借りておらない、あるいはまた
鉱区を持つておらない、鉱員もあまり
そう大したものを持つておらない、も
ちろん市中銀行から金融を受けてお
らないこの中小炭鉱が、昭和二十六年
には十・二トン出している、二十七年
には十・九トン出している、二十八年
には十一・四トン出している、二十
九年には十一・六トン出している。
二十九年には十一・六トン出してい
る。そうすると大手炭鉱と中小炭鉱と
の、石炭を出しておる一人に対するト
ン当りから見ると全く違ひがないと
いつてもいいくらいしか違ひがな
い。こういうことはあなたの方のよう
な当局者から見ると、どういふ結果で、いい

機械を使いながら、いい鉱区を持ちな
がら、十分な資金を持ちながら大手は
このくらいしか出していないのに、中
小炭鉱は金がない、いい機械を持つて
いない、いい鉱員を持つておらない、
いい鉱区を持つておらないにかかわ
らず、これだけ出しておるといふ点をど
うお考えになるか、一つその意見をお
聞かせ願ひたい。

○齋藤(正)政府委員 現在の状態では
大手炭鉱と中小炭鉱とは能率が投資額
その他に比べて差が少いというお
話でございませうが、われわれもそう
いふ考え方を持つております。その根
本的な欠陥は、大手炭鉱——これは必
ずしも全部というわけではございませ
んが、大観して申しますと、大手炭
鉱は大体相当長期間継続して採掘を
いたしておる。非常に採掘深度が深
くなつてしまつて、そのために開採人
員が非常にたくさんいる、特に坑内開
採人員が非常に多いということ、そ
れから坑外施設等も非常に完備して
おる。そういう方面にたくさんの人
員を使つておるといふ点、その点が一
番大きな原因でございませう。中小炭
鉱は比較的浅い、近いところを掘つて
おる。機械その他採掘現場にお
ける条件は大手とたいぶ差があるの
でございませうが、坑内の開採夫ある
いは坑外の間接夫がそういう関係から全
務者一人当りの採掘能率から申しま
すと、今お話のように非常にその差が
狭まつておるわけでございます。われ
れがこの合理化法案によりまして縦坑
その他によつて坑内構造の革新をは
かると申しますのも、やはりそういう
坑内の構造を簡易化したしまして、開

採掘を簡易化したしまして、開

採掘を簡易化したしまして、開

採掘を簡易化したしまして、開

接人員をできるだけ減らす、それによつて能率の急速な上昇をはかりたい、こういうような考え方があります。

○田中(影)委員 なるほどそうおっしゃいますが、しかしこういう考え方もできないですか。そういう縦坑を掘つてたくさん政府資金をつぎ込んで、そしてたくさんの人を使つて、あるいはまたいい機械を使つていろいろなことをやつても出炭の能率が上らないから、そういうものに金をかけて残すというよりも、むしろ中小炭鉱のより簡単な出せる鉱区にもっと開発銀行の金を出してやつたら石炭が簡単に

出るのでないか。こういうような点についてどうお考えになりますか。

○齋藤(正)政府委員 これは田中先生も御存じのように、現在の大手炭鉱と中小炭鉱との出炭比率は大抵七対三の割合になっております。そしてこの割合は好況時にも不況時にも実はほとんど變つておらない次第でございます。従つて現在中小炭鉱に非常に大量の金をつぎ込みましたも鉱区なりあるいは埋蔵、経済的に見ての可採炭量、そういう面から大手炭鉱にかわるほどの増産は期待が困難だ、もちろん中小炭鉱にはなお資金、資材をつぎ込むことによりまして合理的に増産し得る余地はあるのでございますが、それによつて大手炭鉱の出炭分に大幅に振りかわるというところは困難であるように思つております。

○田中(影)委員 局長はそうおっしゃいますが、あなたの方の言われる大手炭鉱の中で特に百万トン以上一年に出す炭鉱が昭和二十五年には四社、二十六年には五社、二十七年には三社、二十八年には七社、二十九年には六社と

なつております。この特に百万トン以上出す炭鉱の出炭数、それから五十万トン以上を出す炭鉱の出炭数、三十万トン以上を出す炭鉱の出炭数、十五万トン以上を出す炭鉱の出炭数を見ますと、五万トン以上一年に出す炭鉱が年間を通じて出炭の率が一番よく、石炭の量をたくさん出しておる。こういう点は実際上は今のあなたの御説明と違つたようなことになるのですが、これに對しては当局はどういう調べ方をしておりますか。

○齋藤(正)政府委員 これは要するに大まかに申し上げまして今申し上げた事情でございます。現在昨年の実績で申しますれば、大体千二百萬トンが中小炭鉱、三萬萬トンが大手炭鉱分ということになっておるわけでございます。従つて千二百萬トンの生産を一律に五割増加するとか、あるいは倍増加するとかいうことは非常に困難ということを申し上げたわけでありまして、

○田中(影)委員 そうおっしゃいますけれども、あなたの方で大手として百万トン以上出している炭鉱の出炭率をずっと見ておられるのですが、そんなにいい機械をどんどん入れるのだつたら、実績が上りそうなものだが、ちつとも上つていない。昭和二十五年から二十九年までを調べてみると上つていないのですが、五万トン以上出す炭鉱は昭和二十九年で八十四萬噸あつて、これが七百四十九萬七千噸ばかり出している。ところが百万トン以上出す炭鉱が全部をそろつて六百萬トントくらゐしか出しておられない。どう比べると、あなたの方で大手、大手といつて国民の納めた税金の開発銀行の資金となつておるもの

のをほとんど貸し与えたり、あるいは政府が非常に特殊な援助をしたり、いろいろなことをしてやつておられますが、この大手なるものは、国家が石炭を要するとしたならば、その要する石炭の要求を満たすためにやつておる仕事の功績というものは少しも認められない。年々五万トン以上出すところである、こういうことを考えたときに、あなたの今言われた通り、この五万トン以上出す炭鉱に資金をかけたところで増産をしないとおっしゃるけれども、

○南委員 私おかれて来たので、あるいは同僚委員の方からすでに資料を要求したかもしれないが、今申し上げます資料をお願いいたします。戦前十年ほどの炭価、平均炭価でけつこうです。炭価と賃金の毎年の比率を見たい。一年々々の平均でけつこうですから、炭価に占める労働賃金の割合、それから戦後九カ年の割合、もしできますならば賃金と一般物価、鉱工業平均指数でもけつこうですから、その後における石炭賃金のあり方の工合がどういふふうに変つておるか、最近十年でも十五年でも長いほどいいのですが、その指数でけつこうです。し、価格でもけつこうです。毎年の比率をべん見してみたいと思つてます。わかりますね、できますか。

○齋藤(正)政府委員 はあ、できるだけ早く作りまして、提出いたします。

○田中委員 午前九時三十分程度とし、午後一時より再開いたします。午後十一時三十分休憩

○田中委員 休憩前に引き続き会議を開きます。

石炭鉱業合理化臨時措置法案について質疑を続行いたします。神田博君。

○神田(博)委員 議題となりました石炭鉱業合理化臨時措置法案を一通り拝見いたしましたのでありますが、納得のいくような御答弁は得られなかつたのであります。実際にわが国の石炭鉱業のことごとくが、経済的にも社会的にも行き詰まりの状態になつておる、そこで自力ではこれはもうどうしても立ていかない。そこで政府がこれを救済

しなければならぬといふのがこの法案の骨子でございます。そこで私はこの法案を検討いたしましたのであります。この法案は一体政府はこれが最良の案とお考えになられてお出しなつたのであるか、あるいははもつともつと突つ込んだ案があつたのであるが、当分の辺でがまんをしたい、

○石橋國務大臣 この案はお証のように、ある意味の見方によりまして、石炭鉱業の救済案とも見えます。これは確かに救済にもなるのであります。しかしほんとうのねらいは石炭鉱業を合理化して、石炭の価格を合理的に原価を引き下げて、そして日本の産業に供給する燃料を合理的なものにして、それで全産業の立ち直りに寄与したいといふところが一番のねらいであります。

それからもう一つ御質問の、これを最善の案と考へておるかといふことは、最善の案と考へております。これはむしろそのときとをきによつて違ひますから、現段階においては最善の案、いろいろの点から考究いたしました結果、今日においてはこれが一番いい、

○神田(博)委員 通産大臣はこの合理化臨時措置法案をもつて今日の段階においては最善の案だ、こういう確信を持つてお出しになつたといふのであ

三

りまするが、私はそれならばその意味において一つ質疑を進めてみたいと思

います。 一体今までの石炭鉱業について政府はすでに八百九十億の金を投じてお

ります。投じた金はもつと多い。今日残額として残つておるのは八百九十

億だ。そこで一体今までの合理化に投じた効果というものが現われておる

かどうか。これは私午前中の委員会においてこれに關する資料の要求をして

おりますので、資料が出ましてから詳細お尋ねいたしたいのでありまするが、

その前に私の聞いておる、あるいは見

ておることから申しますならば、い

つても設備の改善によつて能率が上つた

ように聞いておるのであります。とこ

ろが能率が一時は上るのでありまするが、炭価が引き下げにならない、ど

うして炭価が引き下げにならない、ど

一定の出炭量に依じた金を、事業団体

というふうなものを作つて徴収して、

能率の悪い不良炭鉱の閉鎖をやる、そ

こで価格カルテルをやつて石炭鉱業の

育成をしよう、こういうふうであり

ますが、これを今申し上げたように

ほんとうにおやりになるとするならば、

少くとも戦後十年になんなんとする今

日、他の産業においてもいろいろこれ

は基幹産業として悩みは持つており

ますが、石炭鉱業のようにこういうよ

うな苦難に陥つてゐる産業は私はない

しやられても私は納得できない。私が

今お尋ね申し上げたこの点について、

通産大臣のこれらに対するお考え方、

またはどういふ手をお打ちになるよう

にお考えになつておられるのか。労働

対策の基本的なことについては、これ

は労働大臣がどうして出られないとい

うことでありまするが高瀬政務次官が

お見えになつておられるし、高瀬君

も労働行政の現場から出てきた男な

んだから、これはよくこの法案につ

いては御研究になつておられると私は思

うな事情もございまして、成果を上げ

ることができなかった、まずこの根本

的なことについて、どういふ御対策を

お考えになつてこれを立案し、これを

御提案になつたか、それを一つ十分お

伺いをいたしたいのでありまする。

○石橋國務大臣 労働政務次官からも

お答えを願ひますが、私から最初に申

し上げます。今まで炭価に対して政府

の資金が相当多量にいつてゐること

はお話の通りでありまするが、しかしこ

れは全部が合理化資金に回つてゐるわ

無用になつてゐるやうな感じが

とほなと思ふ。なかなか当人も

ばつてゐることが苦痛であると思

ますし、また労働組合その他にお

いても、今日は相当日本は炭価業が行き詰

まつており、このままでは労働者

の方も非常な被害を受けるのであり

ますから、そこで合理化をする場合に、

職業がほかにより得れば、私は労働組

合の協力も得て労働者はわきへ転換し

てくれるものと信じております。その

処置は十分にとらう、こういうことで

言われましたが、その炭鉱地帯の輸送を増強し、あるいはことに鉄道の建設によつてコストも下り、失業対策にもなるという意味合いにおきまして、伊藤君も御存じであります。ちよつと筑豊炭田のまん中にあります川崎線の建設、これは五年くらいの計画で約二十四億かかりますが、本年度よりあえすの建設の経費として二億四千八百万円、都合五億ばかり要求いたしました。ところがこれが通らないで、新線建設五億というちよつとわれわれの要求したものが計上されたので、当然石炭合理化臨時措置法案通過に伴う処置としても、この費用をある程度まで新線建設に向けて失業対策に資すべきであるということをお私強く主張して今日に至つております。これも皆皆さんの御協力ではり解決したい、かように考へておるようなわけでありま

○神田(博)委員 私は労働対策の根本のお考へ方をお尋ねいたしましたのでありまして、その根本のお考へ方についての御答弁をいただいたとはどうも考へられないのであります。はなはだ残念であります。私がほんとうに聞きたいということは、鳩山内閣は経済六カ年計画というよりなものをとお出しなつておられます。そこでこの経済六カ年計画を完成するという立場から考へても、労働対策というものを政府において十分御検討なされたとは私は思ひます。もつと突つ込んで聞きますならば、今の労働対策の根本ということ、労働三法も十分再検討してみなければならぬという根本をどう考へておるかということ、ところがその点に触れないで、労働対策は十分考へ

ているのだということをおつしやつておる。おそろくお考へになつておると私は思いますが、この根本の対策を再検討して、初めて日本経済の再建というものができ上ると思ふ。経審の関係において、一体労働条件をどういうように考へておるか、政府のお出しになつた資料の九の炭鉱採掘条件の推移というものを見ましても、戦前昭和九年の就業時間は十一時間十六分であつた。これが二十四年には八時間八分、それから二十八年の十二月現在では八時間十五分になつておられます。これは就業時間に比して往復に要する時間が延びたことも原因でありましようが、実働時間になりますと、昭和九年は八時間三十五分、それから昭和二十四年には六時間一分、昭和二十八年には五時間四十分といふふうなことになる。私は決して労働強化をいふという意味でお話してゐるのではない。日本今の困情からして、今の労働三法が一体真に困情に沿つておるかどうか、これらの根本的な問題を掘り下げ御研究になつて、何かそこで結論を得たかどうか知りませんが、どういふようなお考へを持っておるか、そこから出発した労働対策でなければならぬと私は思ふ。今日のわが國の困情において、労働者の立場であつても働く時間が少なければ収入が少いわけである。私は決して高効率高賃金——これは一番けつこうな理想であります。今日の困情では、それは比較的高効率高賃金といふことは言えるかもしれませんが、ほんとうの労働条件を考へた場合に、この労働三法については再検討

をする段階に入つておるのではないかと思ふ。そういうことをそのままにしておいて、終ぎ足しの政治をやつていこう、そこで諸般の産業の合理化をやる、これでは私はほんとうの國の再建はむずかしいのではないか。最初に聞きかしたように、実働時間が少く争議が起きておる。これでは幾ら政府が金をつぎ込んで合理化をやつてもから念仏である。ことに資料をずつと見て参りますと、この合理化によつて千数百億のトン当りの炭価の値下げをお考へになつておるようですが、その基本的な数字を見ると、労働賃金は据え置きにして計算されております。こつちよういふようにはほんとうこまじめゆかどうかといふことを考へると、どうも私も納得がいけない。だから労働対策をもつとほんとうに、言葉だけではない具体的なさういふところまでお考へになつておられるのか、おられないのか、あるいは今のままでいいとお考へになつておられるのか、さういふ根本のことを私はお聞きしたいのです。さうでない、結局金はかけた、さうして合理化したから人が余る計算だから失業救済をやる、こつちよういふやつでも、炭鉱から離職してくる人は、なかなかないではないか。さうするとやはり金をかけただけ炭価が高騰して、人件費が節約できない。あるいは合理化された分だけ賃金の方へ多く回つていく。それではいつまでたつても生産費の低下といふことは考へられないのではないか。さういふことについて、政府は一体どういふようにお考へになつておられるのか、その根本のことをお聞きしておるのです。

一つ腹を割つて御答弁を願いたいと思ふ。○石橋國務大臣 労働三法の中にも種々な欠点があり、実情に沿わない部分があるとは思いますが、しかし現在の日本の状況で、やむを得ない労働三法をいじくつて、やむを得ない労働三法を強化といふふうになることは許されな

いと思ふ。これは現にいかなる内閣でもさういふことはやれないと思ふ。でありますから、私どもは労働強化にならぬように、しかもそのためには生産性を向上しなければならぬ。この石炭鉱業の合理化も、生産性向上の一つの手段であります。今お話のように、炭鉱従業者の労働時間が短くなつたことは、八時間制の短くありま

す。ただし実働時間が非常に短くなつたといふことは、坑道の関係等によつてさういふことが起つておるのでありますから、そこで縦坑道の方法によつて実働時間もつとふえるようにするといふことが合理化法案のねらいでありまして、私は労働三法に手をつけなければ合理化法案がうまく実施ができないといふものではないと思ふ。むしろ必要があれば、この労働三法にも手をつける時期があるだろうと思ひます。しかしこれは言うまでもなくそれより先に労働者あるいは労働組合等が日本の産業をどうするかという観点から、十分に協力をしてもらうようにすることが第一に必要だと思つておる。

合理化法案もむろん労働者方面からの協力がなければ何をやつてもできません。とじやありませんから、前から申しておりますように、こつちよういふふうにして炭価を立て直すといふことは、何も炭鉱主のためといふわけじゃない。同時

に従業する全般の者の将来の生活の安定をもたすゆえなんでありまから、これに對して私は労働階級が反對する理由はない、十分協力してくれるものと信じておるわけでありま。そのくらのいふことをしてくれる労働階級でなければ、日本の労働階級と言へないと思ひます。

○高瀬政府委員 ただいまの神田君の御質問であります。石橋通産大臣から根本方針は申し述べられたようでありまが、この労働三法につきましては一長一短ございまして、非常にいいところもございまして、多少どうかと思はれる点もございまして、われわれとしては現段階ではこれを改正しようといふ意思は持つておりません。この基礎の上に立つて日本の産業を振興しよう、かように考へております。ただしこの労働基準法の問題につきましては、いろいろ各方面において議論もございまして、一体労働基準法のどういふところが、たとえば日本の中小企業の振興に對して害があるか、あるいは非常に役に立つておるかどうか、こつちよういふ点を具体的に研究したいと思はれは考へておるわけでありま。従つてその目的をもちまして、労働保護法制審議會のようなものを作るために、本年度、軽少ではあります。予算を計上いたしました。労働保護法制の具体的な検討をいたしたい、かように考へておるような次第であります。

に打ち合せをして御研究されておらないと、私は非常に困ることができると思っています。第一に先ほど局長に聞いたところが、日本には大炭鉱と称するものが約八十ある。これは昭和二十八年度の十二月に調べたものです。ところがそのときは中小炭鉱が七百二十八あった。大炭鉱と称するものが八十。これが昭和二十九年の十二月末にきまして大炭鉱は一つも減っておらない。やはり八十依然としてある。中小炭鉱が百四十八減っている。今度は昭和二十九年の十二月からまた今まで減っておりますが、なお減っております。

こちら減ったのは一体どういふ炭鉱が、どういふ状態でこんなになくさん減ったのかというのを一つ局長と大臣と御相談されて、この次に私お聞きするときに答え下さるようお願いいたします。

いま一つ、この百四十八減った、これに伴う相当労働者が減っております。石炭が約六十三万トン減っております。一人当り一カ月約十トンと押えましても、五千人くらいは人が減っております。この失業者は一体どこへ行つたのか、どう処置されたのか。これは労働省の方からでも、一応こういう工合に減つたこの中小炭鉱の失業者がどこへ行つたか伺いたい。

もう一つここにお考え願いたいことは、中小炭鉱は争議はあまりしておりません。そこで中小炭鉱は非常に大炭鉱から見ると努力しておるはずで、こういう人たちがどうしてこんなに炭鉱がつぶれて減らなければならぬか、そうしてこういうような争議もしないような労働者が一体どこへ行つて

何をしておるかというような点を御調べ願いたいのであります。

もう一つ先ほど局長が私に答弁されたのですが、政府が大炭鉱と見、国家が大炭鉱と見ておる、それが約八億あるのです。ところがこの八億が出している石炭数量、この大炭鉱というものは一年に百万トン以上出している。それから一年に五万トン以上出しているものが七十四ないし七十五あるのです。これで出している石炭とちやうど同じです。そうしますと、このこの八億の炭鉱に政府の開發銀行の資金がだいたい出しております。そうして五万トン以上の方にはほとんど政府の開發銀行の資金は出っておりません。金もいかなくて、鉱区が悪くて、いい機械を持たないで同じく出しておるといふことになると、この合理化法案に対しては私相当考えなければならぬと思つて、そこでこの八億に出している開發銀行及び政府資金がどのくらいあるのか。それから五万トン以上の約七十五・六億に出ている開發銀行の資金が一体どのくらいあるか、この点を今度おいでになるときお調べ願いたい。

もう一つ今の一人当りを見ますと、北海道は、昭和二十六年には大炭鉱も中小炭鉱も入れまして十三・五トン出ている。二十七年には一人当り十二・四トン出ております。二十八年には十三・五トン出ております。二十九年には十五・五トン出ております。ところが常磐に行きますと、二十六年には十一・七トン、二十七年は十・九トン、二十八年には十一・二トン、二十九年には十一・三トン。それから西部の方の炭鉱に行きますと、これまた二十六年には十二・七トン、二十七年には十・八ト

ン、二十八年には十二・五トン、二十九年には十四・四トン。それから九州に行きますと、うんとこれが減りまして、二十六年には九・七トン、二十七年には八・八トン、二十八年には九・八トン、二十九年は十一・四トンです。どういふ工合でどういふふうに出るか、鉱区が古いために違ふのか、機械設備がないために違ふのか、労働者の素質が違ふのか、炭鉱の炭層その他で違ふのかという点の資料をこの次まで一つ出してもらいたい。この点について大臣は局長とも少し打ち合せていただきました。大臣からも相当考えていただきたい。労働省の方も、どうしてこういうふうな同じ機械を使つて、同じ炭層を経営しながら、こういうふうな違つてくるのか、そういう点が労働問題、労働者にあるのか、機械設備の悪いところにあるのか、あるいはまた炭層の悪いところにあるのか、炭鉱が古いという点にあるのか、この点を一つこの次までによくお調べ願いたい、これだけでございませぬ。

○伊藤(卯)委員 この際資料を少し要求いたしておきます。先ほど来同僚各位から資料の要求がなされておるから、あわせて要求いたしておきたいと思つて、一月ほど前に私がこういう資料を要求しておいたけれども、また提出されておられません。だからこの際これを至急お出しになるように要求いたします。先日私が要求いたしましたのは、エネルギーの増産と拡張の計画、数字は発表されて私の手元に来ております。この結果、日本のおもなる産業と家庭生活にどのようか寄与しておるかという資料がございませぬので、これを要求してございませぬ。

これが一つ、それからどのエネルギーを拡張増産した方が今後エネルギーが安くなるか、これに必要な資金はどのくらいかということも要求しておるのでございませぬ。これがいまだ提出をされて参りません。この間の各種エネルギーの供給見通しの裏づけとして、以上二つの資料を要求いたします。それからさらに、この石炭産業合理化法案の資料として御提出になっておりますが、それを検討いたしてみますと、六項の方にあります石炭産業原価の資料は大きめに過ぎますので、もっと詳しい内容のものを提出してもらいたい。すなわち生産原価中に税金、たとえば法人税、釐金、賦課税と、減価償却、鉱害復旧費、配当積立金等がどのように見込まれておるかということが出ておりませぬから、この点をあわせて御提出願います。

さらに販売価格等の見直しについても具体的にいつておられませんから、この見直しを御提出願います。さらに次に十三項目の箇所にある長期資金の計画の資料についても、もっと詳しいものを作つて出していただきたい。さらに起業費の内容、縦坑工事、開発工事、合理化工事等への投下資金は幾らであるか、この点が具体的にいつておられませんから、この点を具体的にいつてお出しを願いたい。それから設備返済資金の項目をもっと詳しい内容を出していただきたい。その他借入金返済計画についても具体的にいつておられませんから、これももっと詳しくして御提出願います。

十五項目の資料、機械化進捗状況の資料中、将来の見通しが何ら資料として出されてないから、この点に対してこの見直しについての資料を十分添えてお出しを願います。以上の点を資料として要求いたしておきます。

○田中委員長 この際委員諸君に申し上げます。法案審議に必要な諸資料の要求は文書をもつて委員長まで御提出願います。政府も要求の各資料はできるだけ早急に御提出願います。

本日の質疑はこの程度といたします。明日二十四日午前十時より会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後二時十二分散会

昭和三十年六月二十九日印刷

昭和三十年六月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局